弁護士費用(報酬基準)

第1 弁護士報酬基準について

- 1 この弁護士報酬基準は、(旧)日本弁護士連合会報酬等基準等を参考にして、 「藤本文廣法律事務所」における弁護士報酬に関する基準を定めたものです。
- 2 消費税について この報酬基準に定める金額については、消費税を含んでいます。
- 3 費用のご説明は、最後の第9をご覧ください。

第2 法律相談等

1 法律相談(相談内容によって金額が違ってくる場合があります。)

相談料 30分 5,500円

60分 11,000円

第3 民事事件

- 1 訴訟事件
 - (1) 着手金

紛争の価額が300万円まで8.8%相当額とする。

同300万円を超え3,000万円以下の場合は5.5%相当額+9万90 00円とする。

同3,000万円を超え3億円以下の場合は3.3%相当額+75万9000 円とする。

同3億円を超える場合は2. 2%相当額+405万9000円とする。 但し,着手金の最低額は,11万円とする。

(2) 報酬金

経済的利益300万円までは17.6%相当額とする。

同300万円を超え3,000万円以下の場合は11%相当額+19万80

00円とする。

同3,000万円を超え3億円以下の場合は6.6%相当額+151万80 00円とする。

同3億円を超える場合は4.4%相当額+811万8000円とする。

2 調停事件

(1) 着手金

1の訴訟事件と同じ。

(2) 報酬金

1の訴訟事件と同じ。

(3) 但し、事案に応じて上記金額を減額する場合があります。

3 交渉事件

着手金、報酬とも、1の訴訟事件の50~70%

4 民事保全事件

1の訴訟事件よりも半額程度減額した金額で、担当弁護士と協議の上で決定します。

5 民事執行事件

1の訴訟事件よりも減額した金額で、担当弁護士と協議の上で決定します。

6 離婚事件

- (1) 着手金 33~55万円
- (2) 報酬金 33~55万円
- (3) 交渉, 調停, 訴訟など手続段階ごとに, 事件の難易度等を考慮して協議の上,

決定します。

- (4) 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、上記1又は2による。
- (5) 子の引渡請求,人身保護請求など,離婚調停とは別の申立をする必要がある場合には、別途協議の上で着手金、報酬金を定めます。

7 DV事件

(1) 保護命令(接近禁止,退去)

着手金 22~33万円

報酬金 22~55万円

- (2) 上記金額には、各種機関への相談支援も含みます。
- 8 遺産分割,遺留分減殺請求等
 - (1) 着手金 33~55万円
 - (2) 報酬金 経済的利益の 8.8%~11%
 - (3) ただし、相続分、遺留分の額、相続人の数、相続財産の内容、その他事案の性質に照らして、協議させていただきます。
 - (4) 特に複雑または特殊な事情がある場合は、別途ご相談させていただきます。
 - (5) 遺産分割調停については、上記2の民事調停の欄に準じる。

9 交通事故

(1) 着手金

経済的利益の額が300万円以下の場合は,経済的利益の8.8% (但し、最低料金は22万円とする。)

同額が300万円を超え3,000万円以下の場合は,同利益の5.5%十 9万9000円

同額が3,000万円を超え3億円以下の場合は、同利益の3%十69万円

(2) 報酬金

経済的利益300万円までは、同利益の17.6%

(但し、最低額は22万円とする。)

同額が300万円を超え3,000万円以下の場合は、同利益の11%十1 9万8000円

同額が3,000万円を超え3億円以下の場合は,同利益の6.6%十15 1万8000円

(3) ここでいう「経済的利益」とは、本件交通事故により依頼者が取得した全ての金員の全額をいう。弁護士が受任する前の示談案の金額や自賠責請求金額には影響されないものとする。

- 10 破産・民事再生(個人)
 - (1) 破産(個人)

ア 着手金 22~33万円

イ 報酬金 0 ~55万円

(2) 民事再生(個人)

ア 着手金 30~55万円

イ 報酬金 0 ~55万円

- (3) 特に大量の事務処理を要する案件は別に協議させていただくことがあります。
- 1 1 破産・民事再生(法人) 別途協議させていただきます。
- 12 債務の任意整理(個人)別途協議させていただきます。

第4 その他の事件

- 1 労働審判
 - 第3の民事事件に準じます。
- 2 医療過祺事件
 - 第3の民事事件に準じます。
- 3 行政手続
 - (1) 着手金 22~55万円
 - (2) 報酬金 22~55万円

第5 手数料

- 1 契約書の作成の手数料
 - (1) 定型的な契約書 11~33万円
 - (2) 非定型的な契約書 22~110万円
 - (3) 上記の他, 契約内容の分量, 特殊性, 経済規模等に鑑み協議して決定します。
- 2 内容証明郵便の作成手数料
 - (1) 弁護士名の表示なし 1万1000~3.3万円
 - (2) 弁護士名の表示のあり 3万3000~5万5000円
 - (3) 特に複雑又は特殊な事情がある場合、弁護士と依頼者の協議により定める額
- 3 遺言書の作成手数料
 - (1) 定型的な遺言 11~22万円
 - (2) 非定型的な遺言 22~55万円
- 4 遺言執行の手数料
 - (1) 通常

- ア 経済的な利益の額が300万円以下の場合 33万円
- イ 300万円を超え3,000万円以下の場合
 - 2. 2%+26万4000円
- ウ 3,000万円を超え3億円以下の場合
- 1. 1%+59万4000円

エ 3億円を超える場合

- 0. 55%+224万4000円
- (2) 特に複雑又は特殊な事情がある場合別途協議させていただきます。
- (3) 遺言執行に裁判手続を要する場合 遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬をいただきます。こ の場合は事前に別途協議させていただきます。
- 4 成年後見の申立の手数料
 - (1) 手数料 22~ 33万円
 - (2) ただし、医師の鑑定費用の実費は別となります。

第6 刑事事件

- 1 一般刑事事件
 - (1) 着手金
 - ア 起訴前の弁護活動 33~55万円
 - イ 起訴後の弁護活動(裁判員裁判事件を除く) 33~55万円
 - ウ 裁判員裁判 88万円~
 - 工 再審請求事件 55万円~
 - オ 起訴前から引き続き起訴後の弁護活動を受任するするときの着手金は、前項の規定より算定された着手金の額の2分の1に減額することができる。
 - (2) 報酬金
 - ア 不起訴処分となった場合 33~55万円

イ 略式請求で罰金となった場合 22~55万円

ウ 裁判で無罪となった場合 55万円~

エ 裁判で執行猶予となった場合 33~55万円

オ 求刑された刑が軽減された場合 22~55万円

カ 再審請求事件 55万円~

(3) 保釈等

保釈, 勾留の執行停止, 抗告, 即時抗告, 準抗告, 特別抗告, 勾留理由開示 請求等の申立事件の着手金及び報酬金は, 依頼者との協議により決める。

2 少年事件

- (1) 着手金 22~55万円
- (2) 報酬金

ア 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 22~55万円

イ その他 22~55万円

3 犯罪被害者代理人

- (1) 告訴,告発,検察審査会の申立等の着手金は,1件につき11万円以上とし,報酬金は,依頼者との協議により決定する。
- (2) 被害者参加弁護士として、公判期日に出席し、証人尋問、被告人質問、弁論としての意見陳述等を行う時は、上記1 (一般刑事事件)の(1)に定める着手金を受けることができる。

第7 その他

1 顧問料

- (1) 事業者の場合 月額3万3000~11万円
- (2) 非事業者の場合 月額5,500円以上

(3) 顧問契約の内容については、依頼者と協議して決定します。

2 時間制

- (1) 弁護士が委任事務の処理に要する時間に応じ、1時間あたり1万1000円 ~5万5000円の範囲で協議して決定します。
- (2) 事件の性質により、時間制により弁護士費用を定めた方が合理的な場合に、協議の上で時間制を採用することがあります。

3 日当

依頼案件の処理のために出張した場合に、日当を加算することがあります。

1日とは片道2時間以上,半日とは片道1時間以上2時間までの場合を指します。

- (1) 1日 5万5000円
- (2) 半日 3万3000円

第8 弁護士費用の増減

前記第2~第6記載の弁護士費用の基準は目安であり、事案の難易、性質、委任者の経済的状況を勘案して、協議の上で、30%の範囲で増減することがあります。

第9 弁護士にかかる費用のご説明

1 着手金

事件を依頼した時に、その事件を進めるに当たっての委任事務処理の対価としてお支払い頂くものです。着手金は、一般に、裁判の審級ごと(一審、控訴審、上告審)に発生し、上級審に引き継ぐときは、下級審の着手金の50%程度を追加します。

2 報酬金

事件が成功により終了したとき(勝訴判決,和解成立,調停成立, 示談成立 など)に、成功(経済的利益)の程度に応じて、お支払いいただくものです。

報酬の基準となる経済的利益は、回収額、請求額から減額した金額など現実的に生じた利益を基準とします。ただし、その結果、明らかに不当な高額となる場合には協議により減額します。

なお,民事事件を上級審まで引き続いて受任したときの報酬は,特に定めのない限り,最終審の報酬のみをお支払いいただくこととなります。

3 手数料

原則として1回程度の手続又は委任事務の処理で終了する事件の場合に,「着手金」,「報酬金」ではなく,「手数料」という形で委任事務処理の対価を定めます。

4 実費

収入印紙代,郵便切手代,コヒ。一代,交通費,通信費,宿泊料,供託金など 事件の処理に必要な経費です。これらは,事件のご依頼時に概算額でお預かりす るか,支出の都度お支払いいただきます。

(附則) 令和4年3月1日施行